

公 告

大規模小売店舗立地法第8条第1項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、令和8年5月1日付け公告に係る大規模小売店舗について次のとおり山陽小野田市から意見を聴きました。

当該意見は、令和8年9月11日から同年10月13日までの間、山口県産業労働部経営金融課及び山陽小野田市経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

令和8年9月11日

山口県知事 村 岡 嗣 政

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ドラッグストアモリ山陽小野田日の出店

所在地 山陽小野田市日の出一丁目1789の2

2 意見の概要

意見なし